

自己破産

初回のご相談は無料です。

2回目以降は5,500円/30分
以後、15分毎に2,750円加算

椿総合法律事務所



椿行政書士事務所

R8 /3/1 現在

- ※ すべての金額は税込みの金額です。
- ※ 全ての料金には実費が別途かかります。
- ※ 着手金・報酬金額は、事件の内容、難易により増減を協議することがあります。

不明な点、心配な点は遠慮なくご質問ください。

自己破産に関する 弁護士 報酬

全て税込価格です。

別途諸経費(15,000円程度)がかかります。過払金を回収する場合、別途裁判費用(印紙代、郵便切手代)が必要となる場合があります。(過払金が発生する場合のみ)。

管財事件になる場合は、諸経費として(個人の場合)20~40万円程度、(法人の場合)60万円~の予納金が必要となります。

	弁護士費用	備考
着手金	330,000円より	※事案によって加算させて頂く場合があります。 ※債権者が11件(個人)以上または破産手続内で処分すべき財産がある場合及び管財事案、事業者の破産については別途相談の上決定いたします。 ※事件処理の途中で、同時廃止事案から管財事案に変更となる場合は、別途協議の上追加着手金をお支払いいただきます。この場合、諸経費として管財事件に必要な予納金が必要となります。
報酬金	原則としていたしません。	ただし、過払金を回収した場合、実際に回収した金額の22%を報酬金としてお支払いいただきます。 例えば、過払金として、30万円取り戻せた場合は、30万円の22%を別途報酬としてお支払いいただきます。